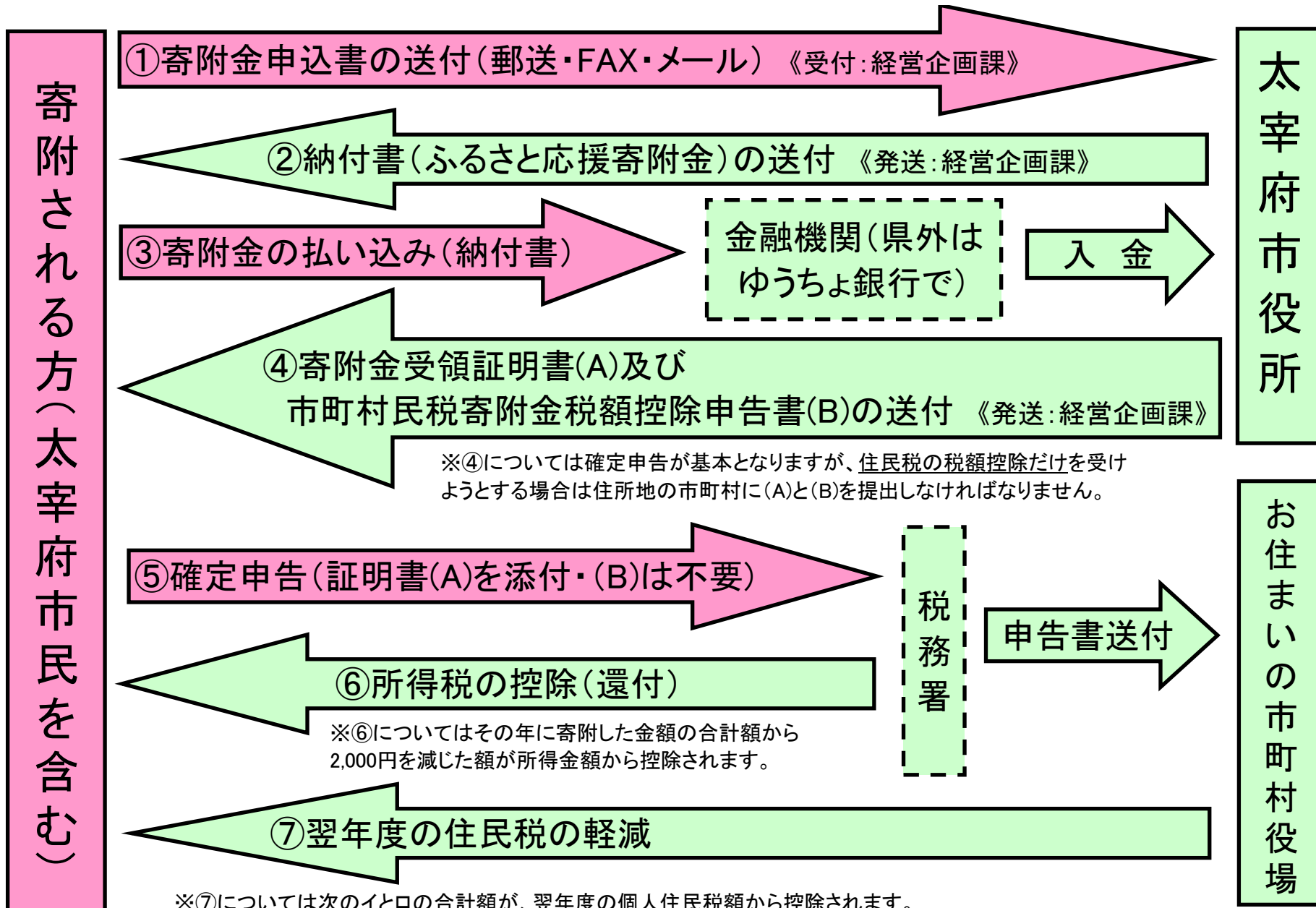


ふるさと納税寄附の流れ(寄附金申込書送付の場合)



※④については確定申告が基本となりますが、住民税の税額控除だけを受けようとする場合は住所地の市町村に(A)と(B)を提出しなければなりません。

※⑥についてはその年に寄附した金額の合計額から2,000円を減じた額が所得金額から控除されます。

※⑦については次のイとロの合計額が、翌年度の個人住民税額から控除されます。
イ(その年に支出した寄附金の合計額 - 5,000円) × 10%
ロ(その年に支出した寄附金の合計額 - 5,000円) × (90% - 所得税の税率)
ただし、ロの額については個人住民所得割額の1割が限度となります。

《税控除関係問合せ:税務課》